

令和4年度 帝塚山大学給付奨学金 募集要項
令和4年度 帝塚山大学後援会奨学金 募集要項

1. 帝塚山大学給付奨学金/帝塚山大学後援会奨学金について

帝塚山大学給付奨学金は、学業等、人物ともに優れ、経済的事情により援助を希望する学生に対し、帝塚山大学が奨学金を給付（返還義務なし）して修学を支援する制度です。

帝塚山大学後援会奨学金は、各学部在学生のうちで、経済的事情により修学が困難な者に対し、修学の実を挙げさせることを目的として帝塚山大学後援会が奨学金を給付（返還義務なし）する制度です。

帝塚山大学給付奨学金と帝塚山大学後援会奨学金を一本化して募集します。ただし、採用になるのはいずれか一つのため、採用時には帝塚山大学給付奨学金あるいは帝塚山大学後援会奨学金のどちらかが支給されます。

2. 募集者数およびスケジュール

名称	募集者数	金額	募集期間	選考決定時期	奨学金振込予定時期
帝塚山大学給付奨学金	100名	18万円	9月1日(木)～ 10月14日(金)17時まで	12月上旬	12月下旬
帝塚山大学後援会奨学金	6名以内	15万円			

3. 「帝塚山大学給付奨学金」応募条件等

(1) 募集

帝塚山大学学則第16条に定める修業年限内に在学する1年次生から4年次生（入試区分がシニア特別選考、社会人特別選考の学生および外国人留学生を除く）。

ただし、当該年度の「帝塚山大学創立50周年記念特待生」「帝塚山大学全商検定特別推薦特待生」「スポーツ選考特待生」および「高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構 給付奨学金）第I～第III区分該当者（令和4年10月時点）」については対象外とする。

(2) 選考方法

①資格等要件

学業等・人物ともに優れ、経済的事情により援助を希望する者。

②家計基準

世帯収入者（同一生計の家族 父母等）の年収・所得は下記のとおりとする。

給与所得と給与所得以外のどちらの所得もある場合は、すべて記入してください。家計基準を満たしているか総合的に審査します。

	給与所得者 (給与収入・年金収入)	給与所得者以外 (営業所得・農業所得・不動産所得等)
世帯収入者	【収入金額】841万円以下	【所得金額】355万円以下

③成績等の基準

(ア) 修得単位数（卒業に必要な科目。以下「卒業要件科目」という。）が下表に該当しており、所属学科における成績が在籍者の上位3分の1以内である者。

学年	卒業要件科目の修得単位数の基準	成績及び在籍者数の基準時点
1年次生	前期に15単位以上修得	前期成績決定時点
2年次生	前年度に30単位以上修得	前年度成績決定時点
3年次生	前年度に30単位以上修得 及び 前年度までの累計修得単位数が70単位以上	
4年次生	前年度に20単位以上修得 及び 前年度までの累計修得単位数が100単位以上	

(イ) 選考委員会の最終審査に合格した者

(3) 停止・取消

帝塚山大学給付奨学金受給者が、給付対象期間内に退学または除籍、もしくは休学となった場合または給付奨学生として不適当と認められる事実があった場合は、受給者認定および支給を取り消すことがある。

4. 「帝塚山大学後援会奨学金」応募条件等

(1) 募集

大学後援会に加入しており、帝塚山大学学則第16条に定める修業年限内に在学する1年次生から4年次生（入試区分がシニア特別選考、社会人特別選考の学生及び外国人留学生を除く）。

ただし、当該年度の「帝塚山大学創立50周年記念特待生」「帝塚山大学全商検定特別推薦特待生」「スポーツ選考特待生」および「高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構 給付奨学金）第I～第III区分該当者（令和4年10月時点）」については対象外とする。

(2) 選考方法

①資格等要件

学業等・人物ともに優れ、経済的事情により援助を希望する者。

②家計基準

世帯収入者（同一生計の家族 父母等）の年収・所得は下記のとおりとする。

	給与所得者 (給与収入・年金収入)	給与所得者以外 (営業所得・農業所得・不動産所得等)
世帯収入者	【収入金額】841万円以下	【所得金額】355万円以下

給与所得と給与所得以外のどちらの所得もある場合は、すべて記入してください。家計基準を満たしているか総合的に審査します。

③成績等の基準

大学における学修および課外活動に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者とする。

(3) 停止・取消

後援会奨学金受給者が退学または除籍、もしくは休学となった場合または後援会奨学生として不適当と認められる事実があった場合は、後援会奨学金の給付を停止し、その受給者の認定を取り消すことがある。

5. 応募に必要な書類（帝塚山大学給付奨学金/後援会奨学金共通）

帝塚山大学給付奨学金および後援会奨学金を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 受給願書

(2) 家庭の経済状況を証明するもの

(ア) **【全員提出】所得（課税）証明書 原本（コピー不可）** ※源泉徴収票・確定申告書等は審査書類対象外
※受給願書にて世帯収入者として記入した父母等それぞれの所得（課税）証明書の提出が必要です。

収入状態	必要書類	交付機関
① 給与収入・年金収入者 (会社員、パート等)	令和4年度 所得（課税）証明書（令和3年分） ※扶養家族の人数の記載があるもの	市区町村役場
② 確定申告者（自営業等）		
③ 非課税者（無収入・無職）	令和4年度 所得（課税）証明書（令和3年分） ※「所得金額0円」と記載があるもの ※扶養家族の人数の記載があるもの	

(イ) **【該当者のみ提出】受給願書「3.その他 確認事項」で「はい」と回答した「追加で必要な書類」欄に記載された書類**

6. その他（帝塚山大学給付奨学金/後援会奨学金共通）

- 受給願書は、学生本人が黒または青のボールペンですべて記入し（代筆不可）、消すことができる筆記用具は使用しないこと。また、訂正は訂正印によるものとし、修正液等を使用しないこと。
- 申請から審査対象となるため、申請に関する質疑応答はいたしません。また、応募書類は選考対象となるため、不備等があっても大学から連絡することはありません。必ず応募書類を確認して提出すること。
- 提出された応募書類は返却しません。必要であれば各自でコピーしておくこと。
- 選考結果は大学付与のメールアドレス(Gmail)へ通知するため、選考決定時期（12月上旬）には各自確認すること。
なお、採用者には採用通知を所属キャンパスの学生生活課にて交付します。詳細はメールを確認すること。
- 奨学金の支給方法は、学費の引き落とし口座への振込となります。
- 本奨学金受給者は、受給後に受給願書に記入した取り組み内容について、所定の経過報告書を提出すること。
期日までに提出がない場合は次年度以降の本奨学金の選考に影響するため、期限は厳守すること。
- 本奨学金の受給対象者は大学が実施する学内・外の行事に積極的に協力すること。
- 次年度以降、本奨学金制度の金額等が変更となる場合があります。

以上